

障がい福祉サービス等に関する
事業者指定申請等の手引き
(令和4年4月版)

福岡市福祉局障がい者部
障がい福祉課

～目 次～

第1 指定申請について

1 指定障がい福祉サービス事業者等	P 1
2 対象となる障がい福祉サービス等	P 1
3 指定の対象となる障がい福祉サービス事業者等	P 2
4 指定の要件	P 2
5 指定の期間	P 4
6 指定の流れ	P 4
7 障がい福祉サービス事業開始届について	P 5
8 介護給付費等算定届出について	P 6
9 指定申請に必要な書類	P 6

第2 指定の変更について

1 指定内容又は加算に係る変更届	P 8
2 変更指定申請（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設）	P 10

第3 再開・廃止・休止等について

1 指定障がい福祉サービス事業者等に係る再開・廃止・休止	P 10
2 指定障がい者支援施設の指定辞退	P 10

第4 その他留意事項

1 基準の遵守	P 11
2 他法について	P 11
3 インターネットの活用	P 11
4 暴力団排除について	P 11

第5 指定申請における考え方

1 指定基準等の概要	P 12
2 事業者指定の単位	P 14
3 多機能型事業所	P 14
4 従たる事業所等	P 15
5 用語の定義	P 16
6 管理者	P 19
7 サービス提供責任者	P 20
8 サービス管理責任者	P 22
9 相談支援専門員	P 24
10 人員配置基準	P 25

《参考》

○障がい福祉サービス事業等の定款表記について	P 30
------------------------	------

第1 指定申請について

1 指定障がい福祉サービス事業者等

指定障がい福祉サービス事業者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、福岡市が指定した障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設又は一般・特定相談支援事業者のことと言います。

指定を受けた指定障がい福祉サービス事業者等は、支給決定等を受けた障がい者又は障がい児に対しサービスを提供した場合にサービスに要した費用について、利用者に代って受領することができます。

2 対象となる障がい福祉サービス等

指定の対象となる障がい福祉サービス等の種類及び概要は以下の通りです。

種類	事業の概要
障がい福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ [®]) ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行う。
	重度訪問介護 身体介護・家事援助に加え、外出時の移動の支援や見守り、コミュニケーション支援等を行う。
	同行援護 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい児・者に対し、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護を行う。
	行動援護 行動に著しく困難を有し常時介護を要する知的・精神障がい児・者が外出する際に、必要な援助を行う。
	療養介護 医療と常時介護を必要とする人への看護、介護等の援助を行う。
	生活介護 常時介護を必要とする人に、施設で日中の介護等を行う。
	施設入所支援 入所している人を対象に夜間の介護を行う。
	短期入所 介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設、病院で宿泊を伴った預かりを行う。
	重度障害者等包括支援 重度障がいがある人に対し、各種障がい福祉サービスを包括的に提供する。
	共同生活援助 (グループホーム) 地域で共同生活を営む住居において日常生活上の相談、介護等の支援を実施する。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援 一般企業への就職を希望する人に対する訓練を行う。
	就労継続支援A型 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供する。
	就労継続支援B型 通所により、就労の機会や生産活動の機会を提供する。
	就労定着支援 就労に向けた支援を受けて新たに雇用された障がい者の、就労の継続を図るための支援を提供する。
	自立生活援助 入所施設の退所者等が、居宅における自立した日常生活を営む上で、訪問等により必要な情報提供、助言等の援助を行う。

障がい者支援施設	施設において、施設入所支援及び生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
一般相談支援	入院、入所等の精神障がい者等を地域に移行するための支援及び障がい者が地域に定着して生活するための支援を行う。
特定相談支援	サービス等利用計画の作成及び同計画に基づく利用状況の検証等のため、一定期間毎にモニタリングを行う。

3 指定の対象となる障がい福祉サービス事業者等

指定の対象となる障がい福祉サービス事業者等とは、福岡市内に指定障害福祉サービス事業等を行う事業者のことです。なお、他の自治体で障害福祉サービス事業の指定を受けた場合であっても、福岡市内で新たに指定障害福祉サービス事業所等を始める場合は、申請が必要です。

4 指定の要件

障がい福祉サービス事業者等の指定を受けるために、次の要件のいずれも満たしている必要があります。

- ①法人格を有していること（指定障がい者支援施設にあっては、社会福祉法人であること）
- ②申請に係るサービス事業所の従業者の知識、技能及び人員が福岡市条例で定める基準を満たしていること
- ③申請者が福岡市条例で定める設備及び運営に関する基準を満たしていること
- ④その他障害者総合支援法第36条第3項各号（指定障がい者支援施設にあっては、第4号、第10号及び第13号を除く）に掲げる欠格事項に該当しないこと

指定障がい福祉サービス事業者等の指定に係る基準等は種別毎に3つの視点で構成されています。また、指定後も、基準に基づき適正な事業運営及びサービスの提供を行わなければなりません。申請する前にはこれらの基準等をよく理解しておいてください。

指定基準に係る3つの視点

- ①人員基準・・・従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準
- ②設備基準・・・サービス提供にあたり、事業所に必要な設備等に関する基準
- ③運営基準・・・事業運営に必要なサービス内容や利用者、従業者との契約等に関する基準

(1)指定基準

○指定障がい福祉サービス事業

・指定基準

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）

・解釈通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号）

○指定障がい者支援施設

・指定基準

福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 58 号）

・解釈通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年障発第 0126001 号）

○指定一般相談支援事業・指定特定相談支援事業

・指定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）

・解釈通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 21 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 22 号）

(2) 最低基準

最低基準とは、障害福祉サービス事業を行うにあたって最低限必要な設備及び運営に関する基準について最低限度必要な基準について定められた基準のことです。障がい福祉サービス事業又は障がい者支援施設を行う場合は、指定基準に加え、最低基準についても要件を満たしておく必要があります。

○障がい福祉サービス事業

・福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 59 号）

○障がい者支援施設

・福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 62 号）

(3) 報酬算定基準

・報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省令告示第 523 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省令告示第 124 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省令告示第 125 号）

・留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発第 1031001 号）

これらのほか、本市及び国における障害者総合支援法関係の資料（全国障害保健福祉主管課長会議資料等）をご参照ください。

上記基準及び通知等については、

○福岡市ホームページ（事業者向け（障がい福祉サービス等））

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/index_2.html

●厚生労働省法令等データサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

●厚生労働省障害保健福祉関係課長会議資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiho/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html

●WAM NET（ワムネット）<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/top>

をご覧ください

5 指定の期間

指定の期間は、指定日から 6 年間です。なお、指定期間終了日の 1 か月半前までに更新申請を行うことができます。

（令和 4 年 4 月 1 日に指定された場合、指定期間は令和 10 年 3 月 31 日までです。この場合、令和 10 年 2 月 15 日までに指定更新申請をすることができます。）

6 指定の流れ

障がい福祉サービス事業者等の指定については、

- ①指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請手続
- ②障がい福祉サービス事業等の開始届手続
- ③介護給付費等算定届関係の手続
- ④利用予定者の介護給付費等に係る支給決定手続
- ⑤利用予定者との契約手續
- ⑥法人格の取得（法人格実取得の場合のみ）、定款変更手續

が必要となります。

このうち、本手引きでは、①～③について説明します。（④については各区福祉・介護保険課又は健康課、⑥については参考「障がい福祉サービスの事業等の定款表記について」をご参照ください。）

また、共同生活援助事業を始める場合、一定の要件を満たせば、「福岡市障がい者グループホーム設置費補助金」の交付を申請することができます。同補助金の概要については、福岡市ホームページ内の「障がい者グループホーム開設応援サイト」をご参照ください。

- 福岡市障がい者グループホーム開設応援サイト

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 福祉事業者に関するこ

○申請から指定までの流れ

	時期	内容
①事前相談	指定予定月の4か月前の月の15日から前々月の1日まで	障がい福祉課までご相談ください。 事業計画、収支予算等についてお尋ねするとともに、申請手続等について説明いたします。
②事前協議（仮申請）	指定予定月の3か月前の月から前々月の5日まで	所定の申請書類を仮作成し、障がい福祉課へご相談ください。
③申請書提出（本申請）	指定予定月の前々月の15日まで	協議後の申請書類を作成し、障がい福祉課へ提出してください。
④書類審査	指定予定月の前月	各サービスに係る指定基準を満たしているかどうか具体的な審査を行うとともに、必要に応じ、実地による確認を行います。
⑤指定通知	指定予定月の1日前後	審査の結果、指定要件を満たしている場合は、指定通知を送付します。 また、指定された事業者の情報については、福岡市ホームページ及びワムネット等に掲載します。国保連から代理受領（自立支援給付費等の請求方法等）について案内が届きます。

- ※ 指定は毎月1日です。
- ※ 複数の事業所を申請する場合は、事業所毎に申請してください。
- ※ 共同生活援助事業を始める場合で、「障がい者グループホーム設置費補助金」の交付申請を予定している場合は、事前に申請スケジュール等について、障がい福祉課までお問い合わせください。
- ※ 就労継続支援A型、就労継続支援B型事業を始める場合は、事前相談の前に、申請の可否についての協議を行いますので、障がい福祉課までお問い合わせください。

事業開始時期等、十分に余裕をもって計画してください。

指定に必要な書類を期限までに提出できない、書類に不備がある等の理由によって、指定（事業開始）日が1か月単位で遅れることがあります。十分に余裕を持った計画を立てていただくとともに、利用を予定されてある方に必要な支援が途切れることがないよう十分ご配慮ください。

7 障がい福祉サービス事業開始届

障がい福祉サービス事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を開始する場合は、あらかじめ福岡市障がい福祉課に届出を行ってください。

なお、指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請を行う場合は合わせて届出を行います。

8 介護給付費等算定届出

指定申請時に、利用者に対しサービスを提供した場合に受領できる介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費の算定に係る体制について届け出る必要があります。

9 指定申請に必要な書類

指定障がい福祉サービス事業者等の指定に必要な書類は下記のとおりです。

(1) 申請書類の種類

①様式第1号（指定申請書）、様式第1号の別紙（他の法律において既に指定を受けている事業等について）

「福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（以下「規則」という。）」に規定する申請書類です。

②付表1～16（各サービス事業の指定に係る記載事項）

各サービスの事業概要に関する申請書類です。

③添付書類（参考様式1～21）

各サービスの基準を満たしているかどうか確認するために申請書類に添付していただく書類です。

④介護給付費等算定に係る体制に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表及び別添1～45

介護給付費又は訓練等給付費の算定に関する書類です。

⑤様式第14号（事業開始届）、事業計画書、收支予算書（参考様式18、19）

障がい福祉サービス事業又は障がい者支援施設の事業開始に関する書類です。

(2) 申請に必要な書類の種類

別紙「指定申請に必要な提出書類一覧」をご参照ください。

なお、サービスの事業毎に必要な書類は別紙「指定申請書類一覧チェックリスト」をご参照ください。

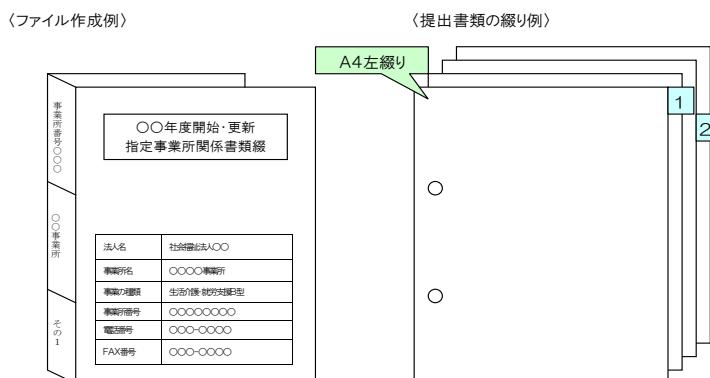
(3) 申請関係書類データの掲示

各種申請関係書類データは、福岡市ホームページに掲載していますので、各自ダウンロードをお願いします。

(4) 申請関係書類の提出方法

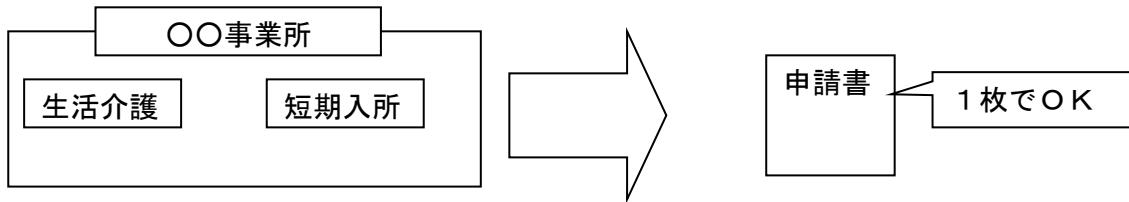
指定申請に係る申請書類については、提出書類ごとに番号インデックス（「申1」、「添1」など）を貼り付けた仕切り紙を作成し、関係書類をファイルに綴ってください。

また、書類は、縮小・拡大コピー等により全てA4サイズ・縦長左綴りでお願いします。



(5) 一つの事業所内で複数の事業の指定を申請する場合

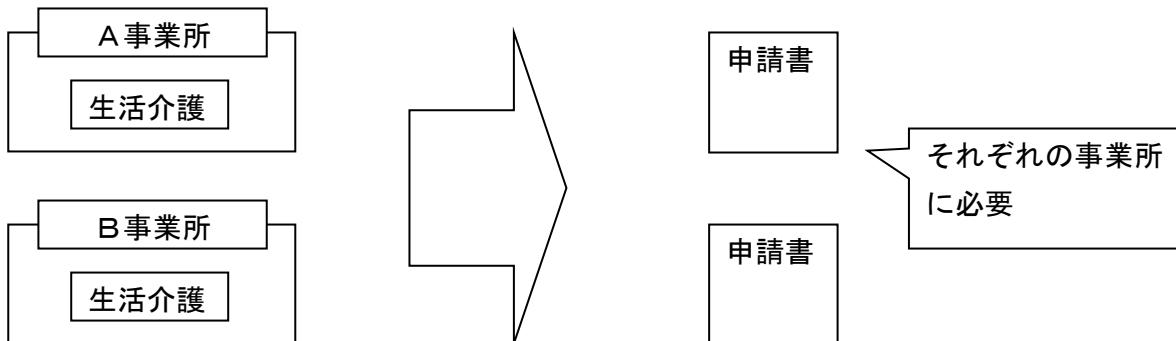
指定申請は、複数の事業をまとめて行うことができます。例としては、一つの事業所内で居宅介護事業と行動援護事業を行う場合や、多機能型事業所を行う場合などがあります。



(6) 複数の事業所の指定を申請する場合

指定申請は、障がい福祉サービス等のサービス事業所毎に行う必要があります。

ただし、一方を従たる事業所とする取扱を行う場合は、1部で結構です。



(7) 申請関係書類の提出先

- ①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）、
一般相談支援、特定相談支援について

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
福岡市福祉局障がい福祉課 指定指導第2係
電話 711-4249 FAX 711-4818
メールアドレス syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

- ②通所・施設系サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、短期入所、
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）について

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
福岡市福祉局障がい福祉課 指定指導第1係
電話 711-4249 FAX 711-4818
メールアドレス syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

- ③共同生活援助（グループホーム）について

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
福岡市福祉局障がい福祉課 グループホーム整備推進係
電話 711-4249 FAX 711-4818
メールアドレス syougai-grouphome@city.fukuoka.lg.jp

※指定申請に係るお問い合わせ等は、電話又は電子メールにてお願いします。

第2 指定の変更について

1 指定内容又は加算に係る変更届

(1) 指定内容の変更手続きについて

指定事業者・施設は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届出書」(規則様式第7号)を提出する必要があります。

【提出する書類】

- ① 変更届出書（規則様式第7号）
- ② 添付書類（変更届に係る添付書類確認表を参考にしてください）
- ③ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（※）
- ④ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（※）
- ⑤ 各種加算に係る届出書

※ ③及び④については、体制が変更される場合のみ、提出してください。

（体制が変更される場合）

・事業所等の定員数が変更となる場合

・共同生活援助事業所の共同生活住居が変更となる場合等

※ 定員数等の変更に伴い、加算が変更となる場合には③～⑤を提出してください。

ただし、下記の場合は変更予定日の属する月の前月の1日までに届出を行ってください。

○事業所（施設）の名称、所在地（設置の場所）の変更

○定員の増減（定員の減は、算定される単位数が増えるものに限る。）・共同生活住居の増等、指定に係る障がい福祉サービスの量を増加させる変更

※ 共同生活住居を増加させる場合、一定の要件を満たせば、「障がい者グループホーム設置費補助金」の交付を申請することができます。交付申請を予定している場合は、事前に障がい福祉課までご相談ください。

(2) 介護給付費等算定体制（加算関係）の変更手続きについて

指定事業者・施設は、受理された介護給付費等算定体制（加算関係）を変更しようとする場合は、次の書類により、その変更に係る事項について届け出ることが必要です。

【提出する書類】

- ① 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費等の額の算定に係る体制等状況一覧表（※）
- ③ 各種加算に係る届出書及び添付書類

※ ①及び②については、体制が変更される場合に提出してください。

※ 加算が変更となる場合には、①～③を提出してください。

※ 体制に変更がなく、届け出た加算の内容のみ変更される場合は、③のみ提出してください。

【届出に係る加算等の算定の開始時期】

該当する体制等（新規に算定する場合及び算定される単位数が増えるものに限る）については、原則として、毎月15日までに届出された場合には、翌月の1日から、16日以降に届出された場合には、翌々月の1日から算定されることとなりますので、体制等に変更が生じる場合には速やかに届け出てください。

ただし、前年度の実績に基づき算定するもの（生活介護の人員配置体制加算等）につきましては、通常の加算の提出期限である前月の 15 日までの提出ができませんので、変更・新規の届出がある場合は、年度初めの 4 月 15 日までに届け出てください。

2 変更指定申請（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障がい者支援施設）

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は障がい者支援施設の指定内容の変更については、下記の場合に申請の手続が必要となります。

- 「生活介護」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」の利用定員を増やしてサービス量を増加させる場合（なお、減少させる場合は、変更届で結構です。）
- 障がい者支援施設においては、障がい福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は当該指定に係る入所定員（「生活介護」又は「施設入所支援」係る場合のみ）を増加しようとするとき

事業者又は施設は、変更する日の前月 1 日までに「変更指定申請書」を提出することが必要です。サービス量を増加させる場合は事前に障がい福祉課へお問い合わせください。

【提出する書類】

- ①変更指定申請書（様式第4号）
 - ②各サービス事業の指定に係る記載事項（付表）
 - ③運営規程
 - ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添29）
 - ⑤組織体制図（参考様式2）
 - ⑥介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書
 - ⑦介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ※必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。

第3 再開・廃止・休止等について

1 再開・廃止・休止

指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者がサービスを廃止又は休止する場合は、1か月前に再開・廃止・休止届出書（規則様式第8号）及び障害福祉サービス事業等廃止・休止届（規則様式第15号）を提出してください。

また、休止していた事業者が再開する場合は、再開の日から10日以内に再開・廃止・休止届出書（規則様式第8号）を提出してください。

2 指定辞退

指定障がい者支援施設が指定を辞退する場合は、廃止の3か月前に届出書を提出してください。

《各種手続の提出期限》

項目	提出期限	例（基準日が4月1日）
変更届（下記除く）	変更があった日から10日以内	4月10日まで
変更届（名称、所在地等の変更）	変更予定月の前月の1日まで	3月1日まで
加算関係	前月15日まで	3月15日まで
加算関係（前年度実績によるもの）	4月15日まで（新年度からの新規・変更の場合）	4月15日まで
福祉・介護職員処遇改善加算	前々月末日	2月末日まで
変更指定申請	変更予定月の前月の1日まで	3月1日まで
廃止・休止	変更予定日の1か月前まで	3月1日まで
再開	再開の日から10日以内	4月10日まで
辞退	廃止の3か月前まで	1月1日まで

第4 その他留意事項

1 基準の遵守

指定後は、各サービスにおける基準を踏まえ、サービスを提供する必要がありますので、福岡市ホームページに掲載している「自己点検表」の確認をお願いします。

なお、各サービスの事業内容や指定に係る基準を十分理解していないと判断される場合は、事前相談をお断りする場合があります。

2 他法について

日中活動系サービスや居住系サービスなど、施設を使用してサービスを提供する場合は、建築基準法や消防法等の確認をお願いします。

また、就業規則等の労働基準関係については、労働基準法等の確認をお願いします。

3 インターネットの活用

指定申請に係る様式等の書類や、障がい福祉サービス事業者等への情報提供などについては、随時更新していますので、必ず定期的に福岡市ホームページ（指定障がい福祉サービス等事業者関係）で確認をお願いします。

また、障がい福祉サービス事業者等と福岡市障がい福祉課との連絡調整は、原則として電話又は電子メールで行います。また、介護給付費等の請求にあたっては、インターネットによって行いますので、インターネット環境の整備及び電子メールアドレスの登録をお願いします。

◎福岡市ホームページ（事業者向け（障がい福祉サービス等））

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/index_2.html

◎指定指導専用電子メールアドレス（訪問・相談系サービス）

syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

◎指定指導専用電子メールアドレス（通所・施設系サービス）

syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

◎指定指導専用電子メールアドレス（グループホーム）

syougai-grouphome@city.fukuoka.lg.jp

4 暴力団排除について

福岡市では、平成22年7月に施行した福岡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。

指定障がい福祉サービス事業者等の指定についても、「福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」等に基づき、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し指定しない等の措置を行うこととしております。

このため、福岡市では、この指定の決定にあたり、申請される方（法人の役員又は事業所の管理者）が暴力団員等でないか、役員等名簿により福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承願います。

第5 指定基準等に関する考え方

障がい福祉サービス等の指定申請にあたって理解しておくべき指定基準等の考え方について説明しています。詳しくは、**指定基準等**をご覧ください。

1 指定基準等の概要

(1) 人員基準

- ①サービス提供にかかる責任を明確化するため、事業所ごとにサービス管理責任者を配置する。
- ②人員基準は、サービス提供に直接必要となる職員に限定し、事業ごとに設定する。
- ③管理者は事業所ごとに配置する。

(2) 設備基準

- ①事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、必置規制を課さない。
- ②居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最低限のものとする。

(3) 運営基準

- ①個別支援計画の作成、評価等を通じた個別支援
 - ・サービス管理責任者を配置し、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を通じ、サービスの内容と実施の手順に係る責任を明確化する。
- ②法の理念に沿ったサービスの提供
 - ・障がい種別にかかわらずサービスを提供するという障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、サービスの専門性の確保の観点から必要がある場合には、事業者は「主たる対象者」を定めることができる。
 - ・その際、運営規程に定めるとともに、重要事項として事業所内に掲示等を行わなくてはならない。
- ③定員の取扱い
 - ・事業所における3ヶ月間の平均実利用人員が、定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることを可能とする。

○施設入所支援の場合

- ・定員50人以下の場合

1日当たりの入所者の数が入所定員の数の100分の110を乗じて得た数を超えない数

- ・定員51人以上の場合

1日当たりの入所者の数が入所定員の数に当該入所定員の数から60を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えて得た数を超えない数

○日中活動系サービスの場合(1日当たりの利用実績)

- ・定員 50 人以下の場合
 - 1 日当たりの利用実績が利用定員の 100 分の 150 を超えない数
 - ・定員 51 人以上の場合
 - 1日の利用者の数が、利用定員から 50 人を差し引いた数に 100 分の 125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超えない数
- 日中活動系サービスの場合(過去 3 ヶ月の利用実績)
- ・過去 3 ヶ月の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超えない数
 - ・施設を退所し地域生活に移行したが、その継続が困難になった障がい者又は企業を離職した障がい児・者について、上記に加え、他の施設利用者に対するサービス提供に支障が生じないことを前提に、入所定員又は利用定員の数の 10% の範囲内で定員外の入所児・者の受け入れが認められる。

④食事の提供

- ・施設入所支援について、利用者の希望に応じて食事を提供することを義務とする。
- ・日中活動系サービスについては、利用者に対する事前説明及び同意を前提として、事業所の選択により、食事を提供できることとする。

⑤利用者負担の範囲等

- ・食費、光熱水費、日用生活品費等について、利用者から徴収することとする。
- ・居住系サービス(施設入所支援、宿泊型自立訓練)については、利用者負担の上限額管理を業務として位置づけ、他のサービスについては、利用者の求めに応じ実施する(報酬上「上限額管理加算」として評価される。)。

⑥虐待防止に対する責務

- ・虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務を明確化する。

⑦重度の障がい者に対する配慮

- ・重度の障がいという理由でサービス提供を拒否することを禁止する。

⑧複数の事業を組み合わせて実施する場合等の取扱い

- ・複数の事業を組み合わせて一体的に運営する多機能型の事業運営について取扱いを規定する。
- ・サービスを提供する場所が複数に分散している場合であって、本体施設と一体的に運営されていると認められるときは、一つの事業所として取り扱う。

⑨消防計画の策定(防火管理者の選定)

⑩消防訓練の実施

※ 上記の他、「重要事項の説明」「サービス提供の記録」等必要な事項について規定。

2 事業者指定の単位

(1) 事業者指定の単位

指定障がい福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障がい福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、生活介護、共生型生活介護、自立訓練(機能訓練)、共生型自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)又は就労継続支援(B型)については、要件(「2(6)従たる事業所等」参照)を満たす場合は、「主たる事業所」の他一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

(2) 出張所

指定障がい福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障がい福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、従たる事業所の取扱いにおける運営に関する要件を満たす場合は、「事業所」に含めて指定をする。

(3) 多機能型事業所

多機能型事業所の指定については、当該多機能型事業所として行う障がい福祉サービスの種類ごとに行うものとする。

(4) 同一法人による複数の事業所の取扱

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障がい福祉サービスを実施する場合については、一の指定障がい福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱う。

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障がいサービスを異なる場所で実施する場合であって、要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取扱うことができる。

3 多機能型事業所

(1) 取扱い

ア.定義

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A型又は就労継続支援 B型の事業のうち 2 以上の事業を一体的に行うこと

イ.指定について

「多機能型事業所」に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障がい福祉サービスの種類ごとに行うものとする。

ウ.多機能型事業所の利用定員

多機能型による各指定障がい福祉サービス事業所の利用定員は次のとおりとし、多機能型事業所の利用定員の合計数は 20 人以上とすること。

- ・ 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援：6 人以上
- ・ 就労継続支援 A型、就労継続支援 B型：10 人以上

エ.離島その他の地域における多機能型事業所の利用定員

厚生労働大臣が定める離島その他の地域の基準(平成 18 年厚生労働省告示第 540 号)に規

定する地域における多機能型事業所であって、福岡市長が将来的にも利用者の確保の見込みがないと認める場合については、①にかかわらず、利用定員の合計は 10 人以上とすることができるものであること。

(2) 従業者

ア.常勤の従業者の員数の特例

利用定員の合計数が 20 人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障がい福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1 人以上とすること。

イ.サービス管理責任者の員数の特例

多機能型指定児童サービス事業所を除く多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障がい福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、以下のとおりとすること。

- ・当該多機能型事業所の利用者の数が 60 人以下の場合は、1 人以上
- ・当該多機能型事業所の利用者の数が 61 人以上の場合は、1 人に 60 人を超えて 40 人を増すごとに 1 人を加えた数以上とすること。

ウ.その他の留意事項

多機能型による各指定障がい福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者(医師、管理者及びサービス管理責任者を除く。)間での兼務は認められないものであり、当該各指定障がい福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。なお、各指定障がい福祉サービス事業所の利用定員の合計数が 19 人以下の多機能型事業所にあっては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。

(3) 設備

多機能型による各指定障がい福祉サービス事業所の設備については、当該各指定障がい福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。

4 従たる事業所等

(1) 従たる事業所の取扱い

生活介護、共生型生活介護、自立訓練(機能訓練)、共生型自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型

(2) 要件

次の「ア」及び「イ」の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。

ア.人員及び設備に関する要件

- (i) 主たる事業所及び従たる事業所の利用者の合計数に応じた従業者が確保されている

とともに、「主たる事業所」及び「従たる事業所」のそれぞれにおいて常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。(管理者及びサービス管理責任者を除く。)

(ii) 「従たる事業所」において、以下の障がい福祉サービスの種類に応じた利用定員であること及び利用することが可能な規模を有すること。

- ・生活介護、共生型生活介護、自立訓練(機能訓練)、共生型自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、共生型(生活訓練)又は就労移行支援：6人以上
- ・就労継続支援A型又は就労継続支援B型：10人以上

(iii) 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

イ.運営に関する要件

- (i) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- (ii) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には隨時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- (iii) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- (iv) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- (v) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(3) 出張所等の取扱い

「従たる事業所」とは異なるが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、「(6) 従たる事業所等」の上記②のイの要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

5 用語の定義

指定基準により、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同基準で使用されている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

(1) 常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

(2) 勤務延べ時間数

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービス提供のための準備などを行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 常勤

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設されている事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる事業所と他の事業所が併設されている場合、事業所の管理者と他の事業所等の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。なお、正規職員であるか、非正規職員であるかは問わない。

(4) 兼務

①管理者の兼務について

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、各障がい福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該各種障がい福祉サービス事業所の他の業務に従事し、又は当該障がい福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。また、複数の職種を同時並行的に行い、働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる形態は、同一事業所において管理者とその他の業務を兼務する場合である。

・管理者がサービス管理責任者を兼務する場合

事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の管理者とサービス管理責任者が兼務することは可能である。兼務している者が常勤で常に双方の職務を兼務していた場合、その者1人で管理者(1人)とサービス管理責任者(利用者の数60人以下の場合は常勤1人)の条件を満たすことができる。

・管理者が生活支援員等を兼務する場合

管理者がその他の職務人員配置基準上、同じ時間に双方の職務を行っているものとして常勤換算に算入することができる。例えば、生活介護の1人の管理者がその勤務時間中に、当該施設の生活支援員の職務に4時間従事した場合、管理者(1人)と生活支援員(4時間分)として双方をカウントすることとなる。

②サービス管理責任者の兼務について

サービス管理責任者は原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。支援計画の作成及び客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。ただし、同一事業所内で管理者とサービス管理者を兼務することは、業務に支障がない場合に可能である。

③生活支援員等の直接処遇職員の兼務について

同一日において、午前中と午後に時間を分けて複数の事業所に勤務する形態は、それぞれの職種について、実際にそれぞれ勤務した時間分を常勤換算に算入する。

また、形式上は一の職種の常勤専従として働いているが、実際はその間の空き時間等を使って、他の職種の手伝いをする形態は、手伝った職種の常勤換算に、当該職員を算入することはできない。なお、指定基準上は専従規定のただし書きとして「ただし、利用者の支援

に支障がない場合はこの限りでない。」という記述があるため、これが根拠となり、取扱いとしては可能である。

(5) 専ら従事する 専ら提供にあたる 専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外に職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該事業者の当該事業所における勤務時間(サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(6) 前年度の平均値

ア.当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、少數点第2位以下を切り上げるものとする。

イ.新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分のベッドに関し、前年度において1年末満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む）の利用者の数等は、新設又は増床の時点から6月末満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者の数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年末満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数等を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。

ただし、これらにより難い合理的な理由がる場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

6 管理者

(1) 要件（療養介護、生活介護、自立訓練、就労継続支援又は就労移行支援）

ア.生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)及び就労移行支援事業所の場合

管理者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

イ.就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の場合

管理者は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

ウ.療養介護事業所の場合

管理者は、医師でなければならない。

資格要件	療養介護	医師
	就労継続支援	次のいずれかを満たす者 ①社会福祉主事資格要件に該当する者 (社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当) ②社会福祉事業※に 2 年以上従事した経験のある者 ③企業を経営した経験を有する者 ④社会福祉施設長認定講習会を修了した者
	生活介護 自立訓練 就労移行支援	上記①、②、④のいずれかを満たす者
責務	・事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ・事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	

※社会福祉事業…社会福祉法第 2 条に規定する第一種、第二種社会福祉事業

(2) 職務

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、各障がい福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該各種障がい福祉サービス事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事し、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 サービス提供責任者

(1) 要件（居宅介護又は重度訪問介護）

サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。

ア 介護福祉士

イ 実務者研修（※）を修了した者

※ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修

ウ 介護職員基礎研修（※）を修了した者

※ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定

エ 居宅介護従業者養成研修（※）を修了した者

※ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 104 号）による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）第 2 号に規定する 1 級課程（以下「1 級課程」という。）

オ 居宅介護職員初任者研修（※）の課程を修了した者であって 3 年以上介護等の業務に従事した者（ウ、エに掲げる者を除く。）

※ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）第 3 号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修

なお、看護師等の資格を有する者については、1 級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1 級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3 年以上の実務経験は要件としないこと。

また、介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからオまでと同様に取り扱って差し支えないものとする。

○留意点

オに掲げる「居宅介護職員初任者研修課程を修了した者であって 3 年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号に規定する「3 年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添 2 「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）を参考とされたい。

この場合、3 年間の実務経験の要件が達成された時点と居宅介護職員初任者研修課程の研修修了時点との時間的な前後関係は問わないものであること。

また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人が法第36条第1項の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該特定非営利活動法人が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人格を付与される前の当該団体が行う事業に従事した経験を有する者の従事期間を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとする。

なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としての実務経験に当該従事期間を算入することはできないものであること。

○暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。

(2) 要件（行動援護）

指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、3年に換算して認定するものとする。

ただし、令和6年3月31日までの間に限り、（1）のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障がい者の福祉に関する業務（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

(3) 要件（同行援護）

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア （1）のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

8 サービス管理責任者

(1) 要件

以下、ア～ウの要件を全て満たすことが必要

ア.サービス管理責任者の要件となる実務経験を要していること（「②サービス管理責任者の要件となる実務経験」参照）

イ.サービス管理責任者研修（基礎研修及び実践研修）の修了者（実践研修終了後5年毎に更新研修の受講が必要）

ウ.相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者

(2) 要件となる実務経験

業務範囲	業務内容					実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援の業務	1	ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者		5年以上
			イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる事業の従業者		
			ウ	障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる事業の従業者		
			エ	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者職業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者		
			オ	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者		
			カ	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 a 社会福祉主事任用資格を有するもの b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者） c 4に掲げる資格を有するものならびにアからオまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者		
直接支援業務	直接支援業務	2	ア	障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床その他これらに準ずる施設の従業者	8年以上	
			イ	障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者		
			ウ	病院、診療所、薬局、訪問介護事業所その他これらに準ずる施設の従業者		
			エ	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者		
			オ	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者		
有資格者	3	上記2のうち次の(1)～(5)に該当する者 (1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修の修了者 (3)児童指導員任用資格者		5年以上		

		(4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員	
	4	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	1から3までの期間が通算して3年以上かつ4の期間が通算して3年以上あるもの

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上あることをいう。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上あることをいう。

9 相談支援専門員

(1) 要件

以下の要件のいずれも満たすことが必要

ア.相談支援専門員の要件となる実務経験を要していること。(「(2)相談支援専門員の要件となる実務経験」参照)

イ. 下記に掲げる相談支援専門員の研修修了者。

○初任者研修（初年度：31.5 時間）

○現任研修（5年毎：18 時間）

(2) 要件となる実務経験

相談支援専門員の要件となる実務経験とは、下表のとおり。

相談支援専門員の要件となる実務経験																										
下記の①～④のうち、どれかに該当する者 ※ A～Eの期間が重複する場合は、何れかの期間のみを算定します。																										
① Aの期間が3年以上ある者 ② Bの期間とCの期間が通算して5年以上 ③ Dの期間が通算して10年以上ある者 ④ Bの期間とCの期間とDの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある者																										
<table border="1"><thead><tr><th>業務の範囲</th><th>従事内容</th><th>実務経験年数</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">相談支援業務</td><td>A 平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間</td><td>3年以上</td></tr><tr><td>B ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者 ウ 障害者支援施設※1、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3、の従業者 エ 病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主任用資格者、Eの国家資格を有する者、上記アからエに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る）。 オ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者 カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者</td><td>5年以上</td></tr><tr><td rowspan="2">直接支援業務</td><td>I 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設※3、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者 II 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者※4 III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者 上記I～IIIに掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務並びにその指導</td><td></td></tr><tr><td>1、社会福祉主任用資格を有する者 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3科目主事） 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五、その他同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの (一) 精神保健福祉士 (二) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者</td><td>5年以上</td></tr><tr><td rowspan="2">C</td><td>2、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 3、保育士 4、児童指導員任用資格者 一 学校教育法の規定による大学の社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（卒業証書、学位記等により確認） 二 小学校・中学校・高等学校のいずれかの教諭の免許状取得者 三 厚生労働大臣指定の児童指導員養成校を卒業した者 四 児童福祉施設での実務経験者（高等部以上卒業者で2年以上の実務経験）</td><td></td></tr><tr><td>5、精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当） 一 大学ご心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院へ入学を認められた者 二 大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者 三 高校または中等教育学校を卒業した者などで、2年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者</td><td>5年以上</td></tr><tr><td>D</td><td>上記I～IIIに掲げる施設において、Cの1～5の資格に該当せず直接支援業務にあつたるもの</td><td>10年以上</td></tr><tr><td>E</td><td>国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士</td><td>上記B～Dに従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格による業務に従事した期間が5年以上</td></tr></tbody></table>			業務の範囲	従事内容	実務経験年数	相談支援業務	A 平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上	B ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者 ウ 障害者支援施設※1、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3、の従業者 エ 病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主任用資格者、Eの国家資格を有する者、上記アからエに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る）。 オ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者 カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	5年以上	直接支援業務	I 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設※3、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者 II 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者※4 III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者 上記I～IIIに掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務並びにその指導		1、社会福祉主任用資格を有する者 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3科目主事） 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五、その他同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの (一) 精神保健福祉士 (二) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者	5年以上	C	2、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 3、保育士 4、児童指導員任用資格者 一 学校教育法の規定による大学の社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（卒業証書、学位記等により確認） 二 小学校・中学校・高等学校のいずれかの教諭の免許状取得者 三 厚生労働大臣指定の児童指導員養成校を卒業した者 四 児童福祉施設での実務経験者（高等部以上卒業者で2年以上の実務経験）		5、精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当） 一 大学ご心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院へ入学を認められた者 二 大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者 三 高校または中等教育学校を卒業した者などで、2年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者	5年以上	D	上記I～IIIに掲げる施設において、Cの1～5の資格に該当せず直接支援業務にあつたるもの	10年以上	E	国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	上記B～Dに従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格による業務に従事した期間が5年以上
業務の範囲	従事内容	実務経験年数																								
相談支援業務	A 平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上																								
	B ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者 ウ 障害者支援施設※1、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3、の従業者 エ 病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主任用資格者、Eの国家資格を有する者、上記アからエに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る）。 オ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者 カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	5年以上																								
直接支援業務	I 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設※3、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者 II 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者※4 III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者 上記I～IIIに掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務並びにその指導																									
	1、社会福祉主任用資格を有する者 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3科目主事） 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五、その他同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの (一) 精神保健福祉士 (二) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者	5年以上																								
C	2、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 3、保育士 4、児童指導員任用資格者 一 学校教育法の規定による大学の社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（卒業証書、学位記等により確認） 二 小学校・中学校・高等学校のいずれかの教諭の免許状取得者 三 厚生労働大臣指定の児童指導員養成校を卒業した者 四 児童福祉施設での実務経験者（高等部以上卒業者で2年以上の実務経験）																									
	5、精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当） 一 大学ご心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院へ入学を認められた者 二 大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者 三 高校または中等教育学校を卒業した者などで、2年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者	5年以上																								
D	上記I～IIIに掲げる施設において、Cの1～5の資格に該当せず直接支援業務にあつたるもの	10年以上																								
E	国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	上記B～Dに従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格による業務に従事した期間が5年以上																								

10 人員配置基準

各サービス事業における管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者等の人員配置基準は下記のとおりです。

(1) 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護

管理者	1 (兼務可)
サービス提供責任者	事業の規模に応じて1人以上 (管理者との兼務可)
従業者	2.5 以上 (常勤換算)

(2) 療養介護

管理者	1 (兼務可)
従業者	医師 健康保険法に定める基準以上
	看護職員 療養介護の単位毎に、常勤換算で利用者数を2で除した数以上 例：利用者数12人の場合→6人以上
	生活支援員 療養介護の単位毎に、常勤換算で利用者数を4で除した数以上 (1人以上は常勤) 例：利用者数12人の場合→3人以上
	サービス管理責任者 利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 (1人以上は常勤) 例：利用者数120人の場合→3人以上

(3) 生活介護

管理者	1 (兼務可)
従業者	医師 日常生活の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
	看護職員 生活介護の単位毎に、1人以上
	理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員 生活介護の単位毎に、1人以上 (1人以上は常勤)
	サービス管理責任者 利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 (1人以上は常勤) 例：利用者数120人の場合→3人以上

※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに常勤換算で①から③までに掲げる平均障がい支援区分（参考様式11で算定）に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数

障がい支援区分	看護職員等の総数
① 4未満	利用者数を6で除した数以上
② 4以上5未満	利用者数を5で除した数以上
③ 5以上	利用者数を3で除した数以上

(4) 短期入所

管理者		1 (兼務可)
従業者	併設型	当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の合計を当該施設の入所者数と見なした場合に、当該施設として必要とされる数以上 (障害者支援施設が実施した場合、短期入所の利用者を含め、当該サービス（生活支援又は施設入所支援）の人員配置基準を満たす必要がある。)
	空床型	当該施設の入所者数及び空床型事業所の利用者数の合計を当該施設の入所者数と見なした場合に、当該施設として必要とされる数以上
	単独型	①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者数及び当該単独型事業所の利用者数の合計を当該指定生活介護事業所等の利用者数と見なした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては、1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合は、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 例：②の時間帯に利用者数15人の場合→3人
	上記以外	②と同じ

(5) 重度障害者等包括支援

管理者		1 (兼務可)
従業者	指定障害福祉サービス事業者（療養介護及び共同生活援助を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること	
	サービス提供責任者	次のいずれの要件にも該当する者を1人以上（1人以上は専任かつ常勤） ・相談支援専門員 ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者

(6) 自立訓練（機能訓練）

管理者		1 (兼務可)
従業者	看護職員	1人以上（1人以上は常勤）
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	生活支援員	1人以上（1人以上は常勤）
	サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 例：利用者数120人の場合→3人以上

※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で利用者数を6で除した数以上

※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと

(7) 自立訓練（生活訓練）

管理者		1 (兼務可)
従業者	生活支援員	常勤換算で①に掲げる利用者数を 6 で除した数と②に掲げる利用者数を 10 で除した数の合計数以上（1人以上は常勤） ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者
	地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合に 1 人以上
	サービス管理責任者	利用者数 60 人以下：1 人以上 利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上（1人以上は常勤） 例：利用者数 120 人の場合→3 人以上

※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を 1 人以上置くこと

(8) 就労移行支援

管理者		1 (兼務可)
従業者	職業指導員及び生活支援員	・ 総数：常勤換算で利用者数を 6 で除した数以上（1人以上は常勤） ・ 職業指導員の数：1 人以上 ・ 生活支援員の数：1 人以上
	就労支援員	常勤換算で利用者数を 15 で除した数以上
	サービス管理責任者	利用者数 60 人以下：1 人以上 利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上（1人以上は常勤） 例：利用者数 120 人の場合→3 人以上

(9) 就労継続支援（A型・B型）

管理者		1 (兼務可)
従業者	職業指導員及び生活支援員	・ 総数：常勤換算で利用者数を 10 で除した数以上（1人以上は常勤） ・ 職業指導員の数：1 人以上 ・ 生活支援員の数：1 人以上
	サービス管理責任者	利用者数 60 人以下：1 人以上 利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上（1人以上は常勤） 例：利用者数 120 人の場合→3 人以上

(10)就労定着支援

管理者		1 (兼務可)
従業者	就労定着支援員	総数：常勤換算で利用者数を 40 で除した数以上 利用者数 60 人以下：1 人以上 利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上（1 人以上は常勤） 例：利用者数 120 人の場合→3 人以上
	サービス管理責任者	

(11)施設入所支援

管理者		1 (兼務可)
従業者	生活支援員	施設入所支援の単位ごとに 利用者数 60 人以下：1 人以上 利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上（1 人以上は常勤） 例：利用者数 120 人の場合→3 人以上
	サービス管理責任者	当該施設において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること

※自立訓練、就労移行支援または就労継続支援B型のみの提供の場合は、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。

(12-1)共同生活援助（介護サービス包括型）

管理者		1 (兼務可)									
従業者	世話人	常勤換算で利用者数を 6 で除した数以上									
	生活支援員	常勤換算で次の①～④に掲げる数の合計以上 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>障がい支援区分</th> <th>生活支援員の総数</th> </tr> <tr> <td>① 3</td> <td>利用者数を 9 で除した数以上</td> </tr> <tr> <td>② 4</td> <td>利用者数を 6 で除した数以上</td> </tr> <tr> <td>③ 5</td> <td>利用者数を 4 で除した数以上</td> </tr> <tr> <td>④ 6</td> <td>利用者数を 2.5 で除した数以上</td> </tr> </table> 例：障がい支援区分認定 3：20 人、4：10 人、5：10 人 6：10 人の場合→10.3 人以上	障がい支援区分	生活支援員の総数	① 3	利用者数を 9 で除した数以上	② 4	利用者数を 6 で除した数以上	③ 5	利用者数を 4 で除した数以上	④ 6
障がい支援区分	生活支援員の総数										
① 3	利用者数を 9 で除した数以上										
② 4	利用者数を 6 で除した数以上										
③ 5	利用者数を 4 で除した数以上										
④ 6	利用者数を 2.5 で除した数以上										
サービス管理責任者		利用者数 30 人以下：1 人以上 利用者数 31 人以上：1 人に、利用者数が 30 人を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 例：利用者数 80 人の場合→3 人以上									

(12-2) 共同生活援助（外部サービス利用型）※

管理者		1 (兼務可)
従業者	世話人	常勤換算で利用者数を6で除した数以上
	サービス管理責任者	利用者数30人以下：1人以上 利用者数31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 例：利用者数80人の場合→3人以上

※共同生活援助事業所（外部サービス利用型）における介護サービス等の提供については、当該事業所が委託する指定居宅介護事業所により行われる。

(12-3) 共同生活援助（日中サービス支援型）

管理者		1 (兼務可)
従業者	世話人	常勤換算で利用者数を5で除した数以上
	生活支援員	常勤換算で次の①～④に掲げる数の合計以上
		障がい支援区分 生活支援員の総数
		①3 利用者数を9で除した数以上 ②4 利用者数を6で除した数以上 ③5 利用者数を4で除した数以上 ④6 利用者数を2.5で除した数以上
		例：障がい支援区分認定3：20人、4：10人、5：10人 6：10人の場合→10.3人以上
	サービス管理責任者	利用者数30人以下：1人以上 利用者数31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 例：利用者数80人の場合→3人以上
	夜間支援従事者	夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者((宿直勤務を除く)世話人又は生活支援員)を置く

(13) 一般相談支援

管理者		1 (兼務可)
従業者	地域移行・定着支援従事者	1以上(兼務可) うち1人以上は相談支援専門員でなければならない

(14) 特定相談支援

管理者		1 (兼務可)
従業者	相談支援専門員	1以上(兼務可) <標準> 計画相談支援対象障がい者等の数が35人又はその端数を増すごとに1人

(15) 自立生活援助

管理者		1 (兼務可)
従業者	地域生活支援員	1人以上(兼務可) <標準> 利用者の数が25人又はその端数を増すごとに1人
	サービス管理責任者	利用者数30人以下:1人以上 利用者数31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30 又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 例:利用者数80人の場合→3人以上

(参考) 必要人員等の算定(小数点の取扱)

①要件が「常勤換算で、利用者数を6で除した数以上必要」である場合

- 申請をしようとする事業所の利用者数を除した数が6以上の数を確保していること。

※利用者数20人の場合

$$20\text{人} \div 6 = 3.333\cdots\text{人} \quad \text{人員が3.3人以上必要(少数点第2位切り捨て)}$$

②要件が「常勤換算で2.5人以上必要」である場合

例: 法人の常勤従業者の週あたり勤務時間が40時間であって、下記の場合

従業者A(週40時間勤務) 従業者B(週30時間勤務)

従業者C(週25時間勤務) 従業者D(週20時間勤務)

よって勤務時間延べ115時間／週

考え方

- この場合、 $40\text{時間} \times 2.5 = 100\text{時間} / \text{週}$ の勤務が必要となる。
- 算定にあたっては、従業者の勤務延べ時間数を、当該法人の常勤の従業者が従事すべき時間数(週32時間を下回る場合は32時間とする。)で除した数を少数点第2位以下について切り捨てること。

$$115\text{時間} / 40\text{時間} = 2.875$$

(少数点第2位以下切り捨て)→2.8

この場合、算定基準を満たしていることとなる。

《参考》障がい福祉サービス事業等の定款表記について

障がい福祉サービス事業者としての指定を受ける際には、提出いただく定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明証）に、申請に係る事業についての記載が必要です。

※下記を参考に表記してください。

1 障がい者支援施設を行う場合

定款及び登記簿謄本への記載例 「障害者支援施設の経営」

(障がい者支援施設)

施設入所支援及びその他の障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を合わせて行う施設（障害者総合支援法第5条11項（一部省略））

2 以下の障がい福祉サービス事業を行う場合

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、共生型生活介護、短期入所、共生型短期入所、重度障害者包括支援、自立訓練、共生型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助

定款及び登記簿謄本への記載例 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」

※1：上記は、最も事業を広く取り扱える表現としての例です。

※2：事業名を記載している場合であって、他の障がい福祉サービス事業を追加指定するときは、その事業名の記載が別途必要となりますので、ご留意ください。（下記(例)参考）

(例) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護事業」の

み記載されていて、行動援護事業の追加指定を受ける場合

⇒「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護事業及び行動援護事業」等、記載事項の変更等が必要です。

3 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う場合

定款及び登記簿謄本への記載例

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」

「相談支援事業」は、平成24年4月1日から「指定一般相談支援事業」及び「指定特定相談支援事業」に体系が見直されました。また、「障がい児」の通所サービスの利用に係る相談等が個別給付化され、「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」として創設されました。よって、平成24年度以降、上記の事業を開始する法人におきましては、定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明証）で実施する事業についての記載が必要になります。

4 その他

地域生活支援事業（例：移動支援事業）を行う場合は、事業担当にお問い合わせください。

また、定款変更等の手続き方法等については、各所管課にお問い合わせください。

～障がい福祉サービス等に関する事業者指定申請等の手引き～



お問い合わせ先

お問い合わせ内容	担当	連絡先
指定申請、変更届、指定更新、サービス内容、報酬請求等について（ <u>通所・施設系サービス</u> ）	福祉局障がい福祉課 <u>指定指導第1係</u>	電話：711-4249 FAX：711-4818
指定申請、変更届、指定更新、サービス内容、報酬請求等について（ <u>居宅・相談系サービス</u> ）	福祉局障がい福祉課 <u>指定指導第2係</u>	電話：711-4249 FAX：711-4818
指定申請、変更届、指定更新、サービス内容について（ <u>グループホーム</u> ）	福祉局障がい福祉課 <u>グループホーム整備推進係</u>	電話：711-4249 FAX：711-4818
在宅サービスの内容、利用者の支給決定について	各区福祉・介護保険課、健康課	福岡市ホームページ 参照